

環境省告示第二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第九条の六第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一各号八及び二並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和六十二年総理府令第五号）第一条の規定に基づき、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質を次のように査定したので、同令第二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年一月二十九日

環境大臣 若林 正俊

海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第三号イに掲げるZ類物質と同程度に有害である物質は、リグニンスルホン酸マグネシウムとし、同表各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、〇とする。